

令和6年度 旭川市中小企業融資制度一覧

※ 全て金融機関を窓口とする融資です。 ※御利用いただける企業は、旭川市内の中小企業者等に限りです。
 ※ 貸付金の単位は「万円」とし、償還元金の単位は「千円」となります。
 ※ 「一般事業資金(短期融資)」を除き、1年を超えた長期資金として取り扱うこととし、返済方法は、「元金均等月割返済」となります。
 ※ 設備投資は、旭川市内で実施するものに限りです。また、施工等着手後の申込みは原則としてできません。
 ※ 貸付利率は金融情勢により変わることがあります。 ※融資枠の消化状況により、年度途中で取扱いできなくなる場合があります。

資金名		融資対象者・資金用途等	貸付条件						取扱金融機関	備考	
			使途区分	貸付限度額 (既往の貸付残高を含めた限度額となります)	貸付期間	据置期間	貸付利率(R6. 4. 1現在)				保証人・担保
							固定金利	変動金利			
経営安定化対策	① 一般事業資金	長期融資	運転資金 設備資金	運転・設備 長期・短期 合わせて 8,000万円	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内	運・設とも 1年以内	5年以内 年1.9% 10年以内 年2.2%	年1.9% 貸付期間5年 を超えるもの に限る	金融機関との協議により定める(信用保証付の場合は、保証協会との協議も必要)	*必要に応じて信用保証付可 (小口零細企業特別融資は「小口零細企業保証」が必要) *信用保証料補助金 【長期融資・短期融資】 ・20%相当額(上限15万円) 【小口零細企業特別融資】 ・100%(上限15万円) *貸付限度額は、長期融資、短期融資、小口零細企業特別融資の合計で8,000万円まで	
	短期融資	運転資金		1年以内	-	年1.8%	-				
	小口零細企業特別融資	運転資金 設備資金	運・設合わせて 2,000万円 *ただし、既往の全ての信用保証付融資残高の合計で2,000万円以内	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内	運・設とも 1年以内	5年以内 年1.6% 10年以内 年1.9%	年1.6% 貸付期間5年 を超えるもの に限る	保証協会の定めによる			
景気変動等緊急対策	② 緊急対策資金	倒産関連融資	運転資金	2,000万円 (債権相当額以内)	7年以内	1年以内	5年以内 年1.3% 7年以内 年1.6%	-	金融機関との協議により定める(信用保証付の場合は、保証協会との協議も必要)	北海道銀行 秋田銀行 北陸銀行 北洋銀行 北空知信用金庫 旭川信用金庫 稚内信用金庫 留萌信用金庫 北星信用金庫 北見信用金庫 遠軽信用金庫 商工組合中央金庫 北央信用組合	*必要に応じて信用保証付可 *信用保証料補助金 【倒産関連融資】 ・全額 *必要に応じて信用保証付可 *信用保証料補助金 【災害・景気対策融資②景気関連】 ・全額(上限100万円)
		災害・景気対策融資	運転資金	令和4～6年度実行分 と合わせて 2,000万円	10年以内	3年以内	5年以内 年1.3% 10年以内 年1.6%	-			
産業活性化対策	③ 大型設備等導入資金	工場・店舗等整備融資	設備資金	2億円	15年以内 (機械設備のみの場合は 10年以内)	1年以内	5年以内 年1.5% 10年以内 年1.8% 15年以内 年2.0%	-	金融機関との協議により定める(信用保証付の場合は、保証協会との協議も必要)	*必要に応じて信用保証付可	
		ものづくり支援融資	設備資金 (機械設備に限る)								

資金名	融資対象者・資金使途等	貸付条件						取扱金融機関	備考		
		使途区分	貸付限度額	貸付期間	据置期間	貸付利率(R6. 4. 1現在)				保証人・担保	
			(既往の貸付残高を含めた限度額となります)			固定金利	変動金利				
産業活性化対策	④企業立地促進資金	*「旭川市工業等振興促進条例」に該当する企業(大企業も可)	運転資金 設備資金	運・設合わせて 1億円 (※運・設併用可)	運転資金 10年以内 設備資金 15年以内 (機械設備のみの場合は10年以内)	運・設とも 2年以内	5年以内 年1.5% 10年以内 年1.8% 15年以内 年2.0%	—	金融機関との協議により定める(信用保証付の場合は、保証協会との協議も必要)	* 利子補給金 ・借入当初3年間 ・全額	
	⑤経営革新・販路拡大等支援融資	* 営業実績 1年以上のもの * 雇用の維持・拡大を図り、次のいずれかに取り組むもの ・新分野進出・事業転換に取り組むもの ・商圏拡大のための販路開拓に取り組むもの ・事業承継、体質強化のための合併など企業再編に取り組むもの ・テレワーク、育児・介護休業制度等の導入、運用に取り組むもの ・消費者の利便性向上及び顧客満足度向上を目的とした設備等改修に取り組むもの ・その他上記に準ずる経営体質の強化に取り組むもの	運転資金 設備資金	運・設合わせて 2,000万円	7年以内	運・設とも 1年以内	5年以内 年1.9% 7年以内 年2.2%	—		* 必要に応じて信用保証付可 * 信用保証料補助金 ・50%相当額(上限50万円) * 利子補給金 ・借入当初5年間 ・年1.0%相当額	
	経営力強化サポート融資	* 営業実績 1年以上のもの * 金融機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者であって、経営改善、経営革新等の事業計画の実施に取り組むもの	運転資金 設備資金	運・設合わせて 4,000万円	運転資金 5年以内 設備資金 7年以内	※市制度融資残高を含む保証付き既往借入残高を借り換える場合は10年以内	運・設とも 1年以内	5年以内 年1.6% 7年以内 年1.9%	—		* 信用保証料補助金 ・50%相当額(上限50万円) * 利子補給金 ・借入当初2年間 ・全額 * 同融資間による借換えの場合は補助金の適用対象外
	⑥新規創業支援資金	* 事業を営んでいない個人で新たに事業を開始するもの、又は開業後1年未満のもの * 事業を営んでいない個人で新たに会社を設立し、事業を開始するもの、又は開業後1年未満のもの * 既存企業を分社化して新分野に進出する企業	運転資金 設備資金	運・設合わせて 4,000万円	10年以内	運・設とも 1年以内	5年以内 年1.4% 10年以内 年1.7%	—		* 必要に応じて信用保証付可 * 信用保証料補助金 ・50%相当額(上限100万円) * 利子補給金 ・借入当初2年間 ・全額	
産業活性化対策	⑦中心市街地新規出店支援資金	* 旭川市中心市街地活性化基本計画で定める中心市街地の区域内で事業を営んでいない個人で、新たに事業を開始する者又は新たに会社を設立し事業を開始する者(新規創業)、又は市内の既存企業で同区域に店舗等を出店・移転するもの(既存企業) * 業種: 小売業(「無店舗小売業」を除く)、飲食店(食事の提供を主とするもの)、その他中心市街地の賑わい創出に寄与すると認められる業種	運転資金 設備資金	運・設合わせて 4,000万円	10年以内	運・設とも 1年以内	5年以内 年 1.4% 10年以内 年 1.7%	—		* 必要に応じて信用保証付可 * 信用保証料補助金 新規創業: 2/3相当額 既存企業: 50%相当額 (いずれも上限100万円) * 利子補給金 ・借入当初3年間 新規創業: 全額 既存企業: 年1.0%相当額	

資金名	融資対象者・資金使途等	貸付条件							取扱金融機関	備考	
		使途区分	貸付限度額	貸付期間	据置期間	貸付利率(R6. 4. 1現在)		保証人・担保			
			(既往の貸付残高を含めた限度額)			固定金利	変動金利				
金融環境調整対策	⑧ニューパワーアップ資金	*営業実績 1年以上のもの *最近3か月又は1年間の売上高が前年同期と比較して減少しているもの *短期借入金を長期に移行させ、財務の体質改善を図るもの *長期又は短期の借入金が、前年同期または前々年同期と比較し、減少しているもの *金融機関と通常取引が困難になっているもの	運転資金 設備資金	運・設合わせて 3,000万円	7年以内	運・設とも 1年以内	5年以内 年1.3% 7年以内 年1.6%	—	金融機関との協議により定める(信用保証付の場合は、保証協会との協議も必要)	北海道銀行 秋田銀行 北陸銀行 北洋銀行 北空知信用金庫 旭川信用金庫 稚内信用金庫 留萌信用金庫 北星信用金庫 北見信用金庫 遠軽信用金庫 商工組合中央金庫 北央信用組合	*必要に応じて信用保証付可
	⑨借換資金	*営業実績 1年以上のもの *市制度資金及び道制度資金又は保証協会の保証付き融資残高のある中小企業者等 *借換えにより経営の安定や改善が見込まれるもの	運転資金	*既往借入金の融資残高 *既往借入金の借換えに伴い、新たな資金を借り入れる場合は、当初借入額(ただし、1/4以上の返済がなされていること)	10年以内	3年以内	—	年3.0%以内			*必要に応じて信用保証付可

* 一般事業資金(長期融資, 短期融資, 小口零細企業特別融資)のあっせん申込みは原則省略することができることとしていますが, 借換えを伴う場合は, あっせん機関へのあっせん申込みが必要になります。

* 様式を改正したものがありますので, 最新の様式を御利用ください。

→ 詳しくは, 経済部経済総務課金融支援係(25-7042)までお問い合わせください。